平成２７年（フ）第７１４号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番21―303号、従前の住所神戸市垂水区狩口台１丁目１番301号
債務者　算数と数学の教室ういること　森川めぐみ
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　耕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８６号
香川県高松市錦町２丁目４の25　アルファガーデン錦町205号、住民票上の住所香川県高松市丸亀町７番地11
債務者　糸瀬　敏惠（旧姓妹尾）
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白井　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月15日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２８７号
香川県高松市宮脇町１丁目５―18　ＮＰビル501号室、住民票上の住所香川県高松市丸亀町７番地11
債務者　糸瀬早智子
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白井　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５７８号
北九州市小倉北区上富野４丁目６番11―308号
債務者　高鶴　裕之
1　決定年月日時　平成27年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古野浩一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第７９号
長崎県大村市森園町37番地３　特借第２宿舎110号、前住所長崎県佐世保市大潟町678番地大潟南宿舎１―206
債務者　前田　拓也
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　義明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月17日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第４１５号
仙台市太白区富田字上野中119番地の７
債務者　勅使河原輝男
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　清午
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月17日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７６５号
仙台市若林区新弓ノ町68番地　コーポラス針生Ｆ棟102、従前の住所仙台市若林区連坊小路107番地
債務者　高橋　真理
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹村　恵司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月10日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７６６号
仙台市若林区新弓ノ町68番地　コーポラス針生Ｆ棟102、従前の住所仙台市若林区連坊小路107番地
債務者　高橋　健一
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹村　恵司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月10日午前11時55分
5　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５２９号
広島県東広島市西条町下見3668―７―302、住民票上の住所広島県東広島市高屋町高屋東1992番地15
債務者　山下　　勲
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秦　洋二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５５２号
広島県東広島市八本松南４丁目７番５号　隠善アパートＮｏ．１　１―２号
債務者　佐々木義隆
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　好永　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６５１号
広島市安佐南区東原１丁目９番57―101号セントラルリバーＣ
債務者　木森　　薫
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端野　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２８号
愛媛県西条市東町243番地１　マイオプション西条301号、前住所愛媛県西条市西田甲503番地
債務者　田坂　一道
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐伯継一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
松山地方裁判所西条支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１９９号
群馬県高崎市上里見町1203番地５
債務者　千代　　宏
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２２８号
岡山県総社市赤浜805番地44
債務者　中山　敏明
1　決定年月日時　平成27年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２２９号
岡山県倉敷市浜ノ茶屋233番地サンクレール田之上103号
債務者　谷　　由江
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１８０９号
札幌市東区北37条東16丁目１番12―101号
債務者　岸本　英哲
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部